

仙台市スポーツ推進計画の策定について

1 概要

本市「仙台市スポーツ推進計画」（計画期間 10 年 2012 年度-2021 年度）は、「スポーツ基本法」第 10 条「地方スポーツ推進計画」に位置づけられており、また、「スポーツ基本法」の理念を具現化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示す目的で策定された「スポーツ基本計画」を踏まえたスポーツの推進に関する計画である。

現在の「仙台市スポーツ推進計画」の計画期間が、令和 3 年度に満了を迎えることから、次期計画を策定する必要がある。

計画の策定に当たっては、東京オリンピック・パラリンピック開催を含めたスポーツを取り巻く環境の変化や、国の新たな「スポーツ基本計画」、市民に対する「スポーツに関する意識調査」の結果等を踏まえて行う。

2 策定スケジュール案

別紙 1 策定スケジュール（案）のとおり。

3 検討委員会の設置案

計画の素案を作成するにあたり、集中的かつ効率的に検討を進めるため、計画策定までの期間、審議会内に検討委員会を設置するものである。

（1）委員の構成

審議会委員の中から 7 名、審議会委員のほか「ささえる」スポーツとしてスポーツボランティア団体から 1 名、「みる」スポーツとしてプロスポーツ支援団体から 1 名の計 9 名で構成する。

詳細は、別紙 2 「仙台市スポーツ推進計画検討委員（案）」のとおり。

（2）任期等について

検討委員会設置の日から令和 4 年 3 月末日まで

※審議会委員の改選による任期の変更あり

（3）会議開催回数

任期中 10 回程度を予定